

令和4年度 第2回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	令和4年度 第2回 宇治市個人情報保護審議会
日時	令和4年8月10日(水) 午前10時～午後0時30分
場所	宇治市役所8階大会議室
出席者	(委員) 檜垣会長 村中委員 大槻委員 島多委員 能瀬委員 吉田委員 和田委員 (事務局) 中嶋課長 次郎内副課長 古池主任 前田主任 (傍聴者) 1名
<p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について</p> <p>ア 生活保護法に基づく被保護者に係る収容情報通知制度における個人情報の取扱いについて(審議事項)</p> <p>イ 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について(報告事項)</p> <p>(2) 資料説明</p> <p>事務局から、「生活保護法に基づく被保護者に係る収容情報通知制度における個人情報の取扱い」「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備」についての資料の説明を行った。</p> <p>3 審議事項 生活保護法に基づく被保護者に係る収容情報通知制度における個人情報の取扱いについて</p> <p>(1) 事務局から、資料について説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(主な発言内容)「○:委員、→:事務局」</p> <p>○今回の通知制度には、起訴前勾留はあくまで例外であること、勾留の事実是要配慮個人情報であること、全く関係のない者の個人情報のやりとりが当然に予定されていることの3つの大きな問題点がある。</p> <p>○実施要領にタイムスケジュールの明記がないため、停止決定に至るまでの手続・手順の時間的な把握ができない。</p> <p>○勾留決定の連絡がなされると、準抗告の手続きがどのような形になろうとも、生活保護上のプロセスは進むことになり、仮に準抗告で勾留決定が取り消された場合は本人から直ちに申し出をする扱いなのか。</p> <p>→基本的には生活保護が停止された場合、再度本人から申し出をしてもらうことになる。</p> <p>○逮捕勾留された本人が収容情報通知制度を認識しておらず、勾留の取り消しなどで釈</p>	

- 放された場合、生活保護費の振込日に振込みがないことを知り、そこで初めて生活保護が停止されたことを認識する可能性があるのか。
- 本人が当該制度を知らないとそのような流れになる。ただ、審議会で「運用面で当該制度の周知を工夫できないか」と意見があったことを実施機関に伝えることになる。
- すでに生活保護を受給している人に対する収容情報通知制度の周知はどのタイミングで行うのか。
- 実施機関からは広報発表と宇治市のホームページへの掲載と聞いている。
- 今回の答申は、本人の同意が必要なのかが問題の一つであり、仮に本人の同意なく情報を提供するとしても、情報が提供された事実は本人に知らせるべきである。そうでなければ、身柄が解放されたあと、生活保護の再開の申し出がスムーズに行われない可能性があるのではないかという懸念がある。
- 釈放に関する情報は京都府警から通知されない。ただ、釈放後は、生活保護の停止を解除する必要があるので、「釈放後は福祉事務所に連絡するように」と案内したものを生活保護の停止決定通知書に同封して周知すると実施機関から聞いている。
- 宇治市が生活保護上の何らかの決定を行うと当然本人に対して通知がされるということか。
- そのとおりである。
- 補足になるが、生活保護の決定通知は、生活保護行政の中で本人に通知しなければならないため、生活保護の停止の際はきちんと運用すればそれは当然行われる。ただ、実際この収容通知制度を行っている大阪では、勾留されているという理由で生活保護の決定通知を本人に通知せずに行政機関の中で保管していたことが違法だという判決もある。きちんと行政が運用コントロールできるかどうかの一つ問題にはなるのではないかと思う。また、前回の実施機関からの説明で、警察から連絡を受けた場合、本人が本当に収容されているかどうかの確認をするという話があったが、不在の場合や電話に出られない場合など様々な事情があると思う。どのタイミングで勾留による生活保護の停止決定をするのか。運用の仕方をどうするのかということは、きちんと決めておかないといけないと思う。
- 二重の保護によるコストを抑制することは良いことだが、事務的な要素や労力を考慮したときに、たった一日の二重の保護の場合、どの程度余分な金額が発生するのかが気になる。準抗告での勾留決定の取り消しにかかる市役所や本人の手間、人件費を考えるとその方が膨大になるのではないか。生活保護の取り消しを行う二重の保護の期間について基準を設けるのはどうか。二重の保護の状態での金額と職員の労力や時間を考慮すべきである。
- 起訴前勾留は、捜査のために身体拘束が必要であるとの判断で決定されているのであり、警察が被疑者の勾留中に本来の職務である捜査ではない当該制度に関する手続や電話記録等の作成・回付等に時間や労力を費やすことは、最低限の身体拘束及び二重の

保護の早急な解消の理念と矛盾している。

- 二重の保護は、早急に解消すべきである。
- 生活保護を受給する限りは、受給者にもそれなりの責任と義務、やるべきことがあると思う。生活保護を受ける権利はあるが、その対価として受給者として現在の状況の報告すること、書類に目を通すこと、書類を提出することなどは最低限のルールだと周知する必要がある。
- 二重の保護の解消は、訪問・連絡の頻度を増やすことや返信が必要な書簡を利用することなど、運用方法を変更して対応すべきである。
- この答申案を認めるかどうか。認めるにしても、答申案どおり認めるかどうかは別問題で、単に賛成・反対ではなく条件を付けて認めることも考えられる。
- 收容情報通知制度を大阪府が行っているが、大阪市では、二重の保護の額も大きいため必要性があると言えるかもしれないが、宇治市では、必要性があるかについて疑問符がつく。
- 京都市は令和元年で約65件、約560万円の返還請求があり、規模が大きい。宇治市は前回の審議会で、年間数件、一件当たり数万円の返還請求といった話があったと思うが。  
→金額については把握していないが、年間4件程度。
- 年間4件程度のために新しい制度を作る必要性はあるのか。大阪市や京都市に比べると宇治市はそこまで問題が生じているとは感じない。他の方法で対処できるかもしれない中、宇治市が積極的にこの制度を進めようとするのは、金額の問題ではなく、二重の保護による過払いを解消するための適切な措置をとることが動機なのか。
- そのとおりである。二重の保護による過払いの期間が長ければその分、本人が返還する負担も大きくなるので、その負担を考慮するといち早く解消する方がよいという面もある。
- 京都市審議会の意見同様、当審議会が意見するものではないが、センシティブな情報を取り扱うという点からすると、協定では法的根拠が弱いので、京都府で条例を作ってもよいのではないか。

(3) 答申案のとりまとめについて審議を行った。

- ・この答申案自体に賛成と反対の決をとり、賛成の場合は付帯決議をつけるかどうかを決める。
- ・答申案に対する決議結果：賛成3名、反対3名であったところ宇治市個人情報保護審議会規則第3条第3項に基づき可決された。

(宇治市個人情報保護審議会規則第3条第3項)

審議会の議事は、出席する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

【反対意見】

- 收容情報通知制度によって実施機関が京都府警察から提供を受ける情報には被保護者以外の者の收容情報が含まれることも制度運営上当然の前提となっている点。
- 行政照会が認められていることから、收容情報通知制度による情報収集は、条例第5条第3項第3号の「個人情報を取り扱う事務の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき」や条例第5条第4項第5号の「事務の遂行上やむを得ない場合」には該当しない。
- 被保護者ではない「本人」の情報について、本人の同意もないまま特に配慮を要する個人情報が当該本人の知らないところで取り扱われることは権利侵害である。
- 代替措置の検討を優先すべき。
- 警察は一日でも早い対象者の身柄解放のために本来の職務である捜査に専念していただきたい。

**【補足意見】**

- 「ただし、個人の権利利益を不当に侵害することがない場合」と記載した場合、誰が判断するのかという問題が生じるため、何らかの条件をつけるか修正する必要があると思う。
  - 制度の運用の報告とは別に、期間を区切って、この制度の見直しを検討すべき。
  - 運用状況について3年以内に検証を行い、その結果に基づいて見直しを含む必要な措置を講じてほしい。
  - 反対意見に近くなるが、来年度の個人情報保護法の改正が控える中、この制度を導入することについて、今一度慎重に検証してほしい。
  - これらの意見を踏まえ、以下3点を答申に入れることについて事務局はどうか。
    - ①運用状況について3年以内に検証を行い、その結果に基づいて見直しを含む必要な措置を講じてほしい。
    - ②運用状況について審議会に報告すること。
    - ③制度の運用時期について、検討をお願いしたい。
- 答申案に付け加え、それを各委員に送付する。

4 報告事項 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について

- (1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。
- (2) 質疑応答

(主な発言内容)「○：委員、→：実施機関」

- 全体的な条例の概観はどのようになっているのか。  
→具体的な方針は決めかねており、そこまで至っていない。
- 方針ではなく、客観的な状況として現行の条例と改正法の相違点等の対比を示した方

- がよいのではないかと。次回までに示してもらえるか。
- 次回に示す。
- 審議会で検討も質疑応答も行うことなく、パブリックコメントをするのか。
- 前回の審議会でスケジュールを示したが、パブリックコメントについても行うという状況ではない。
- パブリックコメントをしないで決定してしまうこともあるのか。
- 内容による。手数料であればパブリックコメントは必要ないが、条例に何を規定するのか具体的に決まっていなくて、パブリックコメントが必要かどうか検討する。
- 全体的な方針の内容はいつ示されるのか。比較的近いうちに示すことでよいか。
- 方針が決まり次第、審議会に報告する。
- スケジュールをある程度示してもらおうと委員が準備できると思うが、目安はどうか。
- スケジュールとしては、12月の定例会には条例改正の提案をしたいと思っている。そこから逆算すると、9月には方針を固めない間に合わない。
- 開示等請求における手数料について、現行の実費として記載しているのは公文書の写しの作成に要する費用で、その送付に関する費用は単に郵送の実費で、請求者が支払う形という理解でよいか。
- そのとおりである。
- 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料についてだが、「行政機関等匿名加工情報の提案の募集」とはどのようなものなのか。
- 改正法において個人情報ファイル簿を作成する規定があり、1,000人以上の個人情報ファイル簿を作成し、公表する。公表された個人情報ファイル簿の個人情報ファイルについて、宇治市が保有する個人情報を加工して作成する匿名加工情報を民間事業者に提供するための仕組みが設けられるというもの。提供の際、手数料を宇治市に支払ってもらう。
- 宇治市に関しては「行政機関等匿名加工情報の提案の募集」は任意なのか。
- そのとおりである。
- 宇治市は任意であるが、実施するかどうかは検討中なのか。
- そのとおりである。
- 開示決定等の期限について、現行の宇治市個人情報保護条例では開示決定の期限が15日以内だが、従来通り15日とする可能性はあるのか。
- その場合、改正法で延長の期間は30日と決まっており、30日より長くすることはできないので、全体として15日短縮となる。
- 条例に個人情報ファイルの規定がおかれることはないのか。
- 根拠の規定が改正法にあるため条例には規定しない。
- 現行条例に個人情報ファイル簿の規定はないのか。
- 現行条例に規定はない。

令和4年度 第2回 宇治市個人情報保護審議会会議録

○現行の個人情報保護条例を法の施行条例にするのかどうかまだ決まっていないのか。  
→決まっていない。

5 その他連絡事項等について

ア 次回の審議会の日程は9月頃に予定しているので、方針が決まり次第、日程調整を改めて案内する旨の説明を行った。

イ 今回の審議事項「生活保護法に基づく被保護者に係る収容情報通知制度における個人情報の取扱いについて」の答申案は、事務局で作成した後、会長に確認をしてから各委員に書面で送付する旨を確認した。

6 閉会

(会長署名)